

○厚生労働省告示第二十五号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に労働者を第一条各号に掲げる物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させている場合における同令第九十五条の六の規定による報告書の提出については、第二条中「その年の前年四月一日からその年の三月三十一日までの間」とあるのは「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間」と、「その年の六月三十日まで」とあるのは「平成十八年八月三十一日まで」とする。

平成十八年二月十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等

（労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物）

第一条 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次に掲げる物及び次に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物とする。

一 エピクロロヒドリン

二 塩化ベンジル

三 一・三―ブタジエン

四 ホルムアルデヒド

五 硫酸ジエチル

(有害物ばく露作業報告の対象及び期日)

第二条 事業者は、その年の前年四月一日からその年の三月三十一日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った前条各号に掲げる物の量(前条各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同条各号に掲げる物の量を含む。)が五百キログラム以上となったときは、その年の六月三十日までに、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。ただし、当該報告書に記載する事項が、過去に同条の規定により提出された報告書に記載された事項とおおむね同一であるときは、この限りでない。